

2020年2月7日

お客さま各位

株式会社 紀陽銀行

タブレット端末によるお預かり事務手続きの開始について

平素は格段のお引き立てを賜り、まことにありがとうございます。

紀陽銀行では2020年2月10日（月）より、当行行員がご訪問先で現金・通帳等をお預かりする際、下記の通りタブレット端末によるお預かり事務手続きを開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 従来の紙の受取書の交付に替え、行員がタブレット端末にご依頼事項とお預かり物件を登録後、お客さまに内容をご確認いただき、タブレット端末の画面に電子サインをいただきます。
電波障害等、やむを得ない事情によりタブレット端末の使用ができない場合等につきましては、ご依頼事項とお預かり物件を記載した当行所定の受取書を交付いたします。
2. 行員が訪問先に現金をお届けする際には、現金のお受け取りについて、原則として当行所定の用紙に、お客さまからご署名と受領印をいただきますので、ご協力をお願いいたします。
3. 上記のお取扱と相違する等、物件のお預かり手順に不審な点がございましたら、当行お客様相談室までご連絡をお願いいたします。

【連絡先】

紀陽銀行 お客様相談室

電話番号 073-423-9111（代表）

（「お客様相談室」とお申し付けください）

受付時間 銀行窓口営業日の9:00～17:00

以 上